

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年11月受付分）

<福祉推進のために>

○匿名（高栄東町） 30,000円

○山本 桂子様（常呂町） 50,000円

<故人が生前お世話になったため>

○引地 茂好様（端野町） 30,000円

○麻島 郁子様（常呂町） 50,000円

○北野 香代子様（常呂町） 30,000円

○竹田 正文様（常呂町） 30,000円

○細川 京子様（留辺蘂町） 20,000円

○菖蒲 ヨリ子様（留辺蘂町） 20,000円

○板谷 浩一様（留辺蘂町） 10,000円

○吉村 博明様（留辺蘂町） 10,000円

<チャリティー芸能発表会の益金として>

○北見市端野町文化連盟 会長 松浦 英明様（端野町）